

令和 8 年度診療報酬改定に基づき、届出施設基準について、当院は以下の施設基準について、関東信越厚生局に届出を行っております。（届出た施設基準を列挙）

1. 電子的診療情報連携体制整備加算（令和 8 年新設）

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。

また、電子処方箋の発行および診療情報共有サービスを活用し、質の高い診療を行うための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

2. 外来感染対策向上加算について

当院では、院内感染防止対策として、以下の取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長を中心に、職員全員で院内感染対策を推進しています。
- 発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢など感染症が疑われる患者様については、一般診療の患者様と動線や時間を分けるなど、可能な範囲で感染対策を行っています。
- 院内の換気、手指衛生、マスク着用、環境清掃を徹底しています。
- 必要に応じて、地域の医療機関や医師会、保健所等と連携し、感染症対策を行っています。
- 抗菌薬については、厚生労働省の指針等を参考に、適正使用に努めています。
- 発熱や感染症状のある方は、来院前にお電話でご相談ください。

3. 発熱患者等対応加算について

当院では、発熱、咳、咽頭痛、鼻汁、倦怠感、嘔吐、下痢などの症状がある患者様について、受診歴の有無にかかわらず、必要に応じて診療を行っています。

感染対策のため、来院時間や待機場所を調整させていただく場合があります。

該当する症状がある方は、来院前に必ずお電話でご相談ください。

4. 生活習慣病管理料について

当院では、高血圧症、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病に対し、患者様ごとの療養計画に基づき、総合的な治療管理を行っています。

患者様の状態に応じて、食事、運動、服薬、体重管理、検査結果などについて説明し、生活習慣の改善を含めた継続的な支援を行います。

また、患者様の状態に応じて、28 日以上長期処方またはリフィル処方箋の交付が可能か検討いたします。

なお、病状や薬剤の内容によっては、長期処方やリフィル処方箋の交付が難しい場合があります。

5. 地域支援・医薬品供給対応体制加算について

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

医薬品の供給状況によっては、患者様へ十分に説明したうえで、同一成分・同一効果の薬剤へ変更する場合があります。

医薬品の供給不足が生じた場合にも、治療計画に影響が出ないように、適切な医薬品の選択と安定的な医療提供に努めます。

6. 外来・在宅ベースアップ評価料について

当院では、医療従事者の処遇改善を通じて、質の高い医療を継続的に提供する体制を整えるため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しております。

初診時には、定められた点数に基づき、外来・在宅ベースアップ評価料を算定する場合があります。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

7. 長期処方について

当院では、病状が安定している患者さんについて、医師の判断のもと長期処方に対応しております。

お薬の内容や病状により、処方日数が異なる場合がありますのでご了承ください。

8. リフィル処方箋について

一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方箋です。

※交付に関しましては、医師の判断のもと、お薬の内容や病状により対応しております。

9. 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬については、患者様へご説明のうえ、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、必要なお薬が提供しやすくなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

10. 物価対応料（令和8年新設）

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診・再診時に所定の点数が加算されます。